

## 随意契約理由書

発注案件名	品川公共職業安定所袖看板設置工事	要求部署名	東京労働局総務部
発注（契約） 内 容	品川公共職業安定所庁舎への袖看板の設置工事		
発注（契約） 案 件 の 要 求 理 由	品川公共職業安定所の所在地がわかりにくい等の指摘が利用者から多く寄せられており、来庁者サービスの観点から問題が認められることから、当所庁舎に袖看板を設置することにより、利用者の円滑な誘導に資するため。		
契約金額	¥2,992,500	契約年月日	平成25年2月4日
契約業者名 及び住所	オリックス・インテリア株式会社(東京都目黒区目黒1-24-12)		
随意契約 の理由	当該作業にあたり当該ビルの施工業者としてビル側の指定を受けていることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び 積算内訳	予定価格	¥3,029,349	
見積書徴収状況	1者(業者指定)		
その他 特記事項			